

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施状況及び効果検証

NO	事業名	事業概要	事業始期	事業終期	総事業費(円)	うち交付金(円)	事業実績	効果	担当課
1	指定管理施設エネルギー価格高騰支援事業	コロナ禍における、エネルギー価格高騰に伴う公共施設指定管理者の影響緩和を図り、直接住民の用に供する施設の安定した管理運営の継続に資するため、エネルギー価格高騰分の支援を行う。 【対象】指定管理施設14施設※ただし、電気及びガス収支黒字の施設を除く 【支給額】「令和4年度単価」と「平成28～30年度平均単価+リスク分」の差額に使用量を乗じた額と、各施設電気・ガス収支合計を比べ、少ない額	R5.10.2	R5.10.27	23,262,148円	11,884,787円	【支給額】23,262,148円 内訳：指定管理者(株)みのりの里、(株)クリーン工房)へそれぞれ20,115,271円、3,146,877円 【各施設内訳】 市民会館・古市集会所700,886円 コミュニティセンター3,146,877円 【内訳：羽曳が丘コミュニティセンターとはびきの庵門想1,053,960円、丹比コミュニティセンター966,420円、東部コミュニティセンター1,126,497円) 生活文化情報センター8,046,072円 総合スポーツセンター10,955,980円 市民体育館・屋外テニスコート412,333円	コロナ禍において、エネルギー価格高騰の影響を受ける指定管理施設の経済的負担を軽減することができ、直接住民の用に供する施設の安定した管理運営の継続に寄与した。	行政改革課
2	公立学校施設エネルギー価格高騰支援事業	エネルギー価格高騰の影響を受ける公立小・中学校等において、児童・生徒の良好な学習環境等を確保し、学校施設の安定した管理運営の継続に資するため、電気価格高騰分に充当する。 【対象】市立小学校13校、市立中学校5校、市立義務教育学校1校 【充当内容】市立学校施設における電気価格高騰分	R5.4.1	R6.3.31	111,049,715円	29,195,578円	【充当額】電気29,195,578円 ※令和5年度と令和3年度の4月分～2月分電気価格にて比較	エネルギー価格高騰の影響を受ける公立小・中学校等の電気価格高騰分に充当することで、学校施設の安定した管理運営の継続に寄与した。	教育政策課
3	下水道事業エネルギー価格高騰支援事業	エネルギー価格高騰の影響を受ける下水道事業において、安定した事業運営の継続に資するよう流域下水道維持管理負担金のうち電気価格高騰分の支援を行う。 【対象】下水道事業会計 【充当内容】流域下水道維持管理負担金のうち電気価格高騰分	R5.4.1	R6.3.31	462,808,109円	15,000,000円	【充当額】15,000,000円 ※令和5年度と令和3年度の電気価格にて比較	エネルギー価格高騰の影響を受ける下水道事業において、流域下水道維持管理負担金の電気価格高騰分に充当することで、安定した事業運営の継続に寄与した。	下水道総務課
4	水道料金支援事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、生活者・事業者・団体等が少なからず影響を受けており、物価高騰が長期化する中、支援対象の属性を問わず、分け隔てなく経済的負担の軽減を図るため、広く利用されている上水道にかかる基本料金4か月分を免除等する。 【対象】市民、市内事業所等(官公庁など公的機関・施設は除く) 【支援額】2,794円/世帯	R5.9.28	R6.6.20	123,036,373円	123,036,373円	【減免件数】87,234件 【減免額】110,278,665円 【他市給水世帯への支援件数】744件 【他市給水世帯への支援額】2,074,543円	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者、事業者、団体等に対し、分け隔てなく経済的負担を軽減することができた。	水道局総務課
5	中小企業等エネルギー価格高騰支援事業	エネルギー価格高騰に伴う市内中小企業等の影響緩和を図り、事業の継続に資するようエネルギーの使用量に応じた支援金を支給する。 【対象】市内中小企業等 【期間】令和6年5月1日～令和6年6月30日(令和6年7月31日に延長) 【支給額】令和5年4月から令和6年3月までの任意の連続する3か月以内の期間で、対象となる事業所の事業活動に要した光熱費の合計額の区分ごとに設定した金額を支給。 区分：20,000円、30,000円、60,000円、90,000円、120,000円(30,000円、45,000円、90,000円、135,000円、180,000円に拡充)	R5.12.22	R6.8.31	36,794,800円	36,794,800円	【支給件数】 30,000円/93事業者 45,000円/88事業者 90,000円/34事業者 135,000円/22事業者 180,000円/78事業者 【支給額】26,820,000円/315事業者	エネルギー価格高騰に伴う市内中小企業等の影響緩和を図り、事業の継続に資することができた。	経済労働課
6	多子世帯学校給食費助成事業	多子世帯における、市立小・中・義務教育学校に在籍する第3子以降の学校給食費を助成することによって、保護者の物価高騰などによる経済的負担を軽減する。 【対象】22歳以下の年齢に達する子を3人以上監護または扶養している世帯のうち、年齢が上から数えて3番目以降の子が、市立学校で学校給食の提供を受けている保護者 ※ただし、給食費の滞納や生活保護受給者で小学生の子は対象外 【支給額】小学校：低学年47千円/人、高学年49千円/人 ※就学援助・特別支援就学奨励費を受給する世帯は、差額分のみ支給 中学校：選択制給食利用時実費の半額/人	R5.4.1	R6.5.10	24,388,850円	4,905,462円	【助成者数】 小学生(義務教育学校前期含む)587人 中学生(義務教育学校後期含む)33人 【支給額】24,325,251円	エネルギー・食料品価格等の物価高騰などの影響を受ける多子世帯の経済的負担を軽減することができた。	食育・給食課

7	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業【物価高騰対策給付金】	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯に1世帯あたり70,000円の支援金を支給する。 【対象】令和5年度住民税非課税世帯(令和5年12月1日時点) 【申請期間】令和6年1月9日～令和6年4月30日	R5.12.22	R6.7.26	1,045,595,000円	1,045,595,000円	【支給件数】14,422世帯 【支給額】1,009,540,000円 ※令和5年度交付決定分	エネルギー価格・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。	保健福祉政策課 給付金事業推進室
8	重点支援給付金事業(住民税均等割課税世帯)【物価高騰対策給付金】	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける住民税均等割のみ課税世帯に1世帯あたり100,000円の支援金を支給する。 【対象】令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(令和5年12月1日時点) 【申請期間】令和6年2月7日～令和6年6月10日	R6.2.7	R6.10.3	200,643,137円	200,643,137円	【支給件数】1,912世帯 【支給額】191,200,000円	エネルギー価格・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける住民税均等割のみ課税世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。	保健福祉政策課 給付金事業推進室
9	重点支援給付金事業(こども加算)【物価高騰対策給付金】	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得者の子育て世帯に18歳以下のこども1人あたり50,000円の支援金を支給する。 【対象】令和5年度住民税非課税世帯および令和5年度住民税均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯(令和5年12月1日時点) 【申請期間】令和6年2月7日～令和6年7月31日※プッシュ方式(申請原則不要)	R6.2.7	R6.10.3	129,332,224円	129,332,224円	【支給件数】2,461人 【支給額】123,050,000円	エネルギー価格・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得者の子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。	保健福祉政策課 給付金事業推進室
10	定額減税に伴う調整給付金事業【物価高騰対策給付金】	定額減税に伴う調整給付金事業に伴う事務費へ充当する。 【対象】税システム改修費	R6.3.12	R6.6.30	2,928,750円	2,928,750円	【改修費】2,928,750円	令和6年度定額減税に伴う調整給付金の支給を円滑に実施できた。	税務課
11	給付支援サービス導入事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯等への支援を迅速・効率的に実施するため、デジタル庁の給付支援サービス導入する。 【対象】給付支援サービス導入費およびサービス利用料	R6.2.9	R6.8.5	4,400,000円	4,400,000円	【利用料】4,400,000円	エネルギー価格・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯等への支援を迅速・効率的に実施することができた。	保健福祉政策課 給付金事業推進室
12	物価高騰対応重点支援給付金事業(R6)	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける令和6年度住民税非課税化世帯および住民税均等割のみ課税化世帯に1世帯あたり100,000円、該当世帯のこども一人あたり50,000円の支援金を支給する。 また定額減税を補足する給付を実施する。 【対象】令和6年度住民税非課税化世帯及び均等割のみ課税化世帯(令和6年6月3日時点) 定額減税しきれない方 【申請期間】令和6年7月16日～令和6年10月31日	R6.5.31	R7.1.20	49,307,889円	49,307,889円	【支給件数】307世帯(令和6年度非課税化世帯) 【支給額】30,750,000円 ※端数の50,000円については、令和6年度分とあわせて支給。	エネルギー価格・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯等への支援を迅速・効率的に実施することができた。	保健福祉政策課 給付金事業推進室